

事業評価書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）により新設された規制

平成25年3月
国家公安委員会・警察庁

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）により 創設された規制

1 評価の対象とした政策

(1) 金融機関以外の特定事業者^{*1}に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設（政策1）

近年、マネー・ローンダリング^{*2}の手口が巧妙化等していることを踏まえると、マネー・ローンダリングに利用されるリスクのある金融機関以外の特定事業者（ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱業者、郵便物受取サービス業者及び電話受付代行業者。以下「一般新規事業者」という。）及び司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等（以下「士業者」という。）についても、顧客等の本人確認及び取引記録等の保存（以下「本人確認等」という。）並びに疑わしい取引の届出等を的確に行う制度を整備することで、そのリスクを抑制するとともに、これに係る犯罪が行われた場合に効果的な追跡を可能とし、当該犯罪の実態解明及び検挙に資する枠組みを構築する必要がある。

そのため、一般新規事業者及び士業者（以下「一般新規事業者等」という。）について、本人確認等をしなければならないこととし、さらに、一般新規事業者については、疑わしい取引を届け出なければならないこととした。（なお、弁護士及び弁護士法人による本人確認等に相当する措置については、士業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めることとした。）

(2) 外国為替取引に係る通知制度の創設（政策2）

国際金融取引が国内金融取引に比べてマネー・ローンダリングに利用されやすいという実態等を踏まえると、国際間の資金移転を追跡し、犯罪による収益の出所を明らかにする仕組みを整備して、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを効果的に摘発する必要があり、そのため、業として為替取引を行う特定事業者が、外国為替取引を行うときには、当該為替取引を委託する他の金融機関に対して、顧客の本人特定事項^{*3}等を通知しなければならない

*1特定事業者とは、金融機関等を始めとした、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第2条第2項で規定されている事業者をいう。

*2一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や犯罪の検挙を逃れようとする行為をいう。

*3当該顧客等が自然人である場合にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるもの）にあっては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、当該顧客等が法人である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。

こと（以下「外国為替取引に係る通知義務」という。）とした。

(3) 疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務についての報告徴収、立入検査及び是正命令制度の創設（政策3）

各業法上の監督を受けていない特定事業者については、疑わしい取引の届出及び外国為替取引に係る通知義務（以下「届出・通知義務」という。）の履行が確保されないおそれがあること、また、業法上の監督を受けている特定事業者についても、業法上の監督や行政処分が法の趣旨目的と合致するとは限らないことから、特定事業者による届出・通知義務の履行の確保を図るため、届出・通知義務についての報告徴収、立入検査及び是正命令の規定を創設した。

2 評価の観点

(1) 金融機関以外の特定事業者に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設（政策1）

当該義務規定の創設により、

- ・ 本人確認等及び疑わしい取引の届出義務の履行が確保されているか
- ・ 一般新規事業者が、本人確認等及び疑わしい取引の届出を的確に行うことにより、一般新規事業者がマネー・ローンダリングに利用されるリスクを抑制できているか
- ・ マネー・ローンダリングが行われた場合に効果的な追跡が可能となっているか、また、その実態解明やマネー・ローンダリング事犯等の検挙に資する枠組みが構築されているか
- ・ マネー・ローンダリング防止に関する国際的な連携を確保することができるか

という観点から有効性を評価する。

また、当該義務規定の創設によって行政及び一般新規事業者等に発生する負担は、当該義務規定の創設により得られる効果と比較して過大となっていないかという観点から効率性を評価する。

(2) 外国為替取引に係る通知制度の創設（政策2）

当該制度の創設により、

- ・ 外国為替取引に係る通知義務の履行が確保されているか
- ・ 外国為替取引がマネー・ローンダリングに利用されるリスクを抑制できているか
- ・ マネー・ローンダリングが行われた場合に効果的な追跡が可能となっているか、また、その実態解明やマネー・ローンダリング事犯等の検挙に資する枠組みが構築されているか

- ・ マネー・ローンダリング防止に関する国際的な連携を確保することができるか

という観点から有効性を評価する。

また、当該制度の創設により、行政及び業として外国為替取引を行う特定事業者が発生する負担は、当該制度の創設により得られる効果と比較して過大となっていないかという観点から効率性を評価する。

(3) 疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務についての報告徴収、立入検査及び是正命令制度の創設（政策3）

当該制度の創設により、

- ・ 届出・通知義務の履行が確保されているか
- ・ マネー・ローンダリングに利用されるリスクを抑制できているか
- ・ マネー・ローンダリングが行われた場合に効果的な追跡が可能となっているか、また、その実態解明やマネー・ローンダリング事犯等の検挙に資する枠組みが構築されているか
- ・ マネー・ローンダリング防止に関する国際的な連携を確保することができるか

という観点から有効性を評価する。

また、当該制度の創設により、行政及び特定事業者が発生する負担は、当該制度の創設により得られる効果と比較して過大となっていないかという観点から効率性を評価する。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 金融機関以外の特定事業者に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設（政策1）

ア 効果の把握の手法

特定事業者からの疑わしい取引の届出件数、疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数、一般新規事業者からの疑わしい取引の届出件数及び一般新規事業者等の本人確認等義務違反又は一般新規事業者の疑わしい取引の届出義務違反を対象とする国家公安委員会による意見陳述件数及び所管行政庁による是正命令件数を把握する。

イ 結果

法の全面施行日（平成20年3月1日）から24年12月までの間の前記3（1）ア から までについては、以下のとおりである（特定事業者からの疑わしい取引の届出件数については、15年から記載。）。

特定事業者からの疑わしい取引の届出件数

年別	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
届出件数	43,768	95,315	98,935	113,860	158,041	235,260	272,325	294,305	337,341	364,366
対前年比	+25,000	+51,547	+3,620	+14,925	+44,181	+77,219	+37,065	+21,980	+43,036	+27,025

疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数

年別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
検挙事件数	175	337	390	570	886
対前年比	+76	+162	+53	+180	+316

一般新規事業者からの疑わしい取引の届出件数（業態別）

区分	年別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
ファイナンスリース事業者		64	60	83	45	109
クレジットカード事業者		365	1,510	1,617	2,350	3,664
宅地建物取引業者		21	33	21	5	10
宝石・貴金属等取扱事業者		8	0	19	4	28
郵便物受取サービス業者		57	92	36	34	42
電話受付代行業者		0	2	0	0	0
合計		515	1,697	1,776	2,438	3,853
対前年比			+1,182	+79	+662	+1,415

平成20年の統計については法施行日（3月1日）から計上。

一般新規事業者等の本人確認等義務違反又は一般新規事業者の疑わしい取引の届出義務違反を対象とする国家公安委員会による意見陳述件数及び所管行政庁による是正命令件数

区分	年別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
意見陳述件数		4	9	13	10	10
是正命令件数		2	7	3	9	9

平成20年については法施行日（3月1日）から計上。

意見陳述は、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び行政書士に対して、是正命令は、郵便物受取サービス業者及び行政書士に対して実施されたもの。

(2) 外国為替取引に係る通知制度の創設（政策2）

ア 効果の把握の手法

特定事業者からの疑わしい取引の届出件数、疑わしい取引の届出情

報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数、業として為替取引を行う特定事業者からの外国送金に係る疑わしい取引の届出件数及び外国為替取引に係る通知義務違反を対象とする国家公安委員会による意見陳述件数及び所管行政庁による是正命令件数を把握する。

イ 結果

法の全面施行日(平成20年3月1日)から24年12月までの間の前記3(2)アからまでについては、以下のとおり(については15年から、については19年から記載。)

特定事業者からの疑わしい取引の届出件数

年別	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
届出件数	43,768	95,315	98,935	113,860	158,041	235,260	272,325	294,305	337,341	364,366
対前年比	+25,000	+51,547	+3,620	+14,925	+44,181	+77,219	+37,065	+21,980	+43,036	+27,025

疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数

年別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
検挙事件数	175	337	390	570	886
対前年比	+76	+162	+53	+180	+316

業として為替取引を行う特定事業者からの外国送金に係る疑わしい取引の届出件数

年別		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
外国送金	届出件数	26,601	50,646	55,844	62,101	53,103	38,629
	対前年比		+24,045	+5,198	+6,257	-8,998	-14,474
うち被仕向	届出件数	2,178	4,582	7,501	9,374	8,622	10,337
	対前年比		+2,404	+2,919	+1,873	-752	+1,715

外国為替取引に係る通知義務違反を対象とする国家公安委員会による意見陳述及び所管行政庁による是正命令は、いずれも無かった。

(3) 疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務についての報告徴収、立入検査及び是正命令制度の創設(政策3)

ア 効果の把握の手法

特定事業者からの疑わしい取引の届出件数、疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数、届出・通知義務違反を対象とする所管行政庁又は国家公安委員会による報告徴収件数及び所管

行政庁による立入検査件数、国家公安委員会の指示を受けた都道府県警察による立入検査件数及び所管行政庁による是正命令件数を把握する。

イ 結果

法の全面施行日(平成20年3月1日)から24年12月までの間の前記3(3)アからまでについては、以下のとおり(特定事業者からの疑わしい取引の届出件数については、15年からとする。)

特定事業者からの疑わしい取引の届出件数

年別	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
届出件数	43,768	95,315	98,935	113,860	158,041	235,260	272,325	294,305	337,341	364,366
対前年比	+25,000	+51,547	+3,620	+14,925	+44,181	+77,219	+37,065	+21,980	+43,036	+27,025

疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数

年別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
検挙事件数	175	337	390	570	886
対前年比	+76	+162	+53	+180	+316

届出・通知義務違反を対象とする所管行政庁又は国家公安委員会による報告徴収は若干数あった。

当該義務違反を対象とする所管行政庁による立入検査、国家公安委員会の指示を受けた都道府県警察による立入検査及び所管行政庁による是正命令は、いずれも無かった。

4 評価の結果

(1) 金融機関以外の特定事業者に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設(政策1)

ア 有効性

前記3(1)イのとおり、法の全面施行日(平成20年3月1日)から24年12月までの間、特定事業者からの疑わしい取引の届出件数及び疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数は、いずれも毎年相当数増加している。このことから、当該義務規定を含めたマネー・ローンダリング対策に関する制度全体が有効に機能し、一般新規事業者を含めた特定事業者全体において、本人確認等及び疑わしい取引の届出義務の履行が確保されることで、マネー・ローンダリングに利用されるリスクを抑制し、さらに、マネー・ローンダリングの効果的な追跡、その実態解明やマネー・ローンダリング事犯等の検挙に資する枠組みの構築を進め

る効果を上げていると認められる。

なお、政策2及び政策3も、政策1と同様に、マネー・ローンダリング対策に関する制度の一部としての役割を果たしており、及びが増加傾向にあることが、マネー・ローンダリング対策に関する制度全体が有効に機能していることの現れとして評価できるところ、政策2及び政策3についても、政策1と同様の効果を上げていると認められる。

当該義務規定の創設により新たに規制対象となった一般新規事業者については、前記3(1)イのとおり、法の全面施行日(平成20年3月1日)から24年12月までの間、業態によりばらつきが認められるものの、一般新規事業者からの疑わしい取引の届出件数が増加している。また、届出が無かったために、当該業態からの届出を端緒とした検挙事件がない業態もあることから、現時点においては、必ずしも全ての業態について当該義務規定の有効性を十分に検証できるまでには至っていないものの、の増加から、一定の効果を上げていると認められる。

また、前記3(1)イのとおり、法の全面施行日(平成20年3月1日)から24年12月までの間、一般新規事業者等の本人確認等義務違反又は一般新規事業者の疑わしい取引の届出義務違反を対象とする国家公安委員会による意見陳述件数及び所管行政庁による是正命令件数が、一定の一般新規事業者等に対してはいずれも毎年一定数あることから、当該義務の履行が完全には確保されていないと考えられる。一方で、意見陳述及び是正命令の実施が無かった業態については、一概には言えないが、基本的には当該義務が履行されていると考えられる。国家公安委員会による意見陳述及び所管行政庁による是正命令の実施により、当該義務の履行ができていない一般新規事業者等に対しては適切に改善措置が図られていると認められるなど、当該義務規定は、一般新規事業者等がマネー・ローンダリングに利用されるリスクを抑制する一定の効果を上げていると認められる。

さらに、当該義務規定の創設によって、国際社会と歩調を合わせたマネー・ローンダリング対策の強化が図られ、上記のとおり当該義務規定を含めたマネー・ローンダリングに関する制度が全体として効果を上げていることから、当該義務規定の創設は、マネー・ローンダリング防止に関する国際的な連携を確保する効果を上げていると認められる。

以上のことから、当該義務規定について、その有効性が認められる。

イ 効率性

当該義務規定の創設により、行政には当該義務の履行を監督する事務及び疑わしい取引の届出を受理する事務が発生する(なお、当該届出を受理する事務については、インターネットによる行政庁への当該届出を受理するシステムを整備し、行政庁における当該届出受理に係る事務負担の軽減

を図っている。)

一般新規事業者等には、当該義務の履行に伴い、本人確認等に係る書類作成等の業務を実施するための人的体制の確保及び当該業務を処理するためのシステム導入等に係る費用負担が生じる。

一方、平成10年のIMF（国際通貨基金）の発表によると、世界のマネー・ローンダリングの規模は、世界のGDP（国内総生産）の2～5%（当時の世界のGDP及び円ドル為替相場で試算すると79兆円～197兆円）に相当すると推計されており、大きな社会的損失となっていると考える。このような社会的損失と照らし合わせれば、当該事業者等に生じる上記の費用負担については、マネー・ローンダリングによる社会的損失を避けるために必要なものとして当該事業者等からの理解を得ることができているものとする。また、当該義務規定の創設によって、当該事業者等において、法に基づく義務の履行が確保され、当該事業者等のマネー・ローンダリングへの関与が防止されることで、当該事業者等の業としての健全性・信頼性を確保することができること及び当該義務の履行によって、マネー・ローンダリング事犯に対する効果的・効率的な捜査等に資することができることも当該事業者等からの理解を得ることにつながる。

したがって、当該義務規定の創設については、基本的には、行政及び一般新規事業者等に生じる負担と比較して、当該義務規定により得られる効果が上回っていることから、効率性が認められると判断できる。

(2) 外国為替取引に係る通知制度の創設（政策2）

ア 有効性

当該制度の創設により新たに規制対象とされた業として為替取引を行う特定事業者については、前記3(2)イのとおり、業として為替取引を行う特定事業者からの外国送金に係る疑わしい取引の届出件数は、当該制度の創設前後である19年と20年を比べるとほぼ倍増しており、21年以降の件数はいずれも19年の水準を大きく上回っている。特に、外国から日本への送金（被仕向）に係る疑わしい取引の届出件数は、19年以後増加傾向にあり、23年に一旦減少したものの、24年の件数は19年の件数の約5倍となっている。当該届出による情報は、都道府県警察においてマネー・ローンダリングに係る犯罪に対する追跡及び犯罪実態の解明や検挙に活用されている。

さらに、前記3(2)イのとおり、法の全面施行日（平成20年3月1日）から平成24年12月までの間、外国為替取引に係る通知義務違反を対象とする国家公安委員会による意見陳述及び所管行政庁による是正命令がいずれも無いことから、当該制度の創設によって、一概には言えないものの、基本的には当該義務が履行されていると考えられる。4(1)アで既述のと

おり、当該制度を含めたマネー・ローンダリング対策に関する制度全体が有効に機能していると評価できることから、当該制度の創設によって、業として為替取引を行う特定事業者において、外国為替取引に係る通知等の義務の履行が確保され、マネー・ローンダリングのリスクを抑制する効果及びマネー・ローンダリングの効果的な追跡、その実態解明やマネー・ローンダリング事犯等の検挙に資する枠組みの構築を進める効果を上げていると認められる。

さらに、当該制度の創設によって、国際社会と歩調を合わせたマネー・ローンダリング対策の強化が図られ、上記のとおり当該制度を含めたマネー・ローンダリング対策に関する制度が全体として効果を上げていることから、当該制度の創設は、マネー・ローンダリング防止に関する国際的な連携を確保する効果を上げていると認められる。

以上のことから、当該制度について、その有効性が認められる。

イ 効率性

当該制度の創設により、行政には、外国為替取引に係る通知義務の履行を監督する事務が増加する。また、業として為替取引を行う特定事業者には、当該義務の履行に伴う書類作成等の業務を実施するための人的体制の確保及び当該業務を処理するためのシステム導入等に係る費用負担が生じるが、4(1)イで既述のとおり、当該事業者の費用負担については、マネー・ローンダリングによる社会的損失を避けるために必要なものとして当該事業者からの理解を得ることができているものとする。また、当該制度の創設により、当該事業者において、外国為替取引に係る通知義務の履行が確保されることとなり、当該事業者のマネー・ローンダリングへの関与が防止されることで、当該事業者の業としての健全性・信頼性を確保することができること及び当該義務の履行によって、マネー・ローンダリング事犯の効果的・効率的な捜査等に資することができることも当該事業者等からの理解を得ることにつながる。

したがって、当該制度の創設については、基本的には、行政及び業として外国為替取引を行う特定事業者に生じる負担と比較して、当該制度によって得られる効果が上回っていることから、効率性が認められると判断できる。

(3) 疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務についての報告徴収、立入検査及び是正命令制度の創設（政策3）

ア 有効性

前記3(3)イのとおり、法の全面施行日（平成20年3月1日）から24年12月までの間、届出・通知義務違反を対象とする所管行政庁又は国家公

安委員会による報告徴収は若干数ではあるものの実施されており、当該義務違反を対象とする所管行政庁による立入検査、国家公安委員会の指示を受けた都道府県警察による立入検査及び所管行政庁による是正命令は、いずれも無かった。これは、報告徴収を実施した特定事業者において、当該義務違反が認められなかった、又は、軽微な違反であったために是正命令をする必要性が乏しく、所管行政庁による指導等によって改善措置が図られたためであると考えられる。

また、当該制度は、届出・通知義務の履行の確保を担保する制度であることから、その創設自体が、特定事業者の義務の履行に関して一定の機能を果たしていると考えられ、当該義務の履行及びその前提となる顧客の本人確認等義務の履行が一定程度担保されていることは、前記3(3)イ 特定事業者からの疑わしい取引の届出件数及び疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数の増加傾向にも現れている。

これに加えて、4(1)アで既述のとおり、当該制度を含めたマネー・ローンダリング対策に関する制度全体が有効に機能していると評価できることを踏まえると、当該制度の創設により、特定事業者において、届出・通知義務の履行が確保され、マネー・ローンダリングのリスクを抑制する効果及びマネー・ローンダリングの効果的な追跡、その実態解明やマネー・ローンダリング事犯等の検挙に資する枠組みの構築を進める効果を上げていると認められる。

さらに、当該制度の創設によって、国際社会と歩調を合わせたマネー・ローンダリング対策の強化が図られたところ、上記のとおり当該制度を含めたマネー・ローンダリング対策に関する制度が全体として効果を上げていることから、当該制度の創設は、マネー・ローンダリング防止に関する国際的な連携を確保する効果を上げていると認められる。

以上のことから、当該制度について、その有効性が認められる。

イ 効率性

当該制度の創設により、行政には、特定事業者が届出・通知義務に違反している疑いがある場合に報告徴収及び立入検査を実施する事務が生じ、さらに、当該事業者が届出・通知義務に違反していると認めるときは、是正命令等行政処分を行う事務が生じる。また、特定事業者には、報告徴収、立入検査及び是正命令等行政処分を受ける負担が生じる。しかしながら、当該制度により、特定事業者による届出・通知義務の履行が確保され、特定事業者のマネー・ローンダリングへの関与が防止されることで、特定事業者の業としての健全性・信頼性を確保することができること及び当該義務の履行によって、マネー・ローンダリング事犯等の効果的・効率的な捜査等に資することができることは当該事業者等からの理解を得ることにつ

ながる。

したがって、当該制度については、行政及び特定事業者に生じる負担と比較して、得られる効果が上回っており、効率性が認められる。

(4) 政策1、政策2及び政策3の評価の結果について

以上のとおり、政策1、政策2及び政策3のそれぞれについて、有効性と効率性が認められることから、法に基づく義務の履行が適正かつ円滑になされるよう今後も特定事業者への指導等に努める。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成25年2月8日に開催した第25回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

J A F I C 年次報告書（平成20年から平成24年）

7 評価を実施した時期

平成20年3月から平成24年12月までの間

8 政策所管課

犯罪収益移転防止管理官